

ご寄付いただきました皆様へ

## 寄付金に関する税制上の優遇措置について

この度は、社会福祉法人中野区社会福祉協議会へご寄付を賜り誠にありがとうございます。

ご寄付いただきましたご厚意に沿い、本会が行います地域福祉活動、ボランティア活動推進のための貴重な財源として使用させていただきます。

本会への寄付金につきましては、下記のとおり税制上の優遇措置がございますので、ご紹介させていただきます。なお、本会が発行いたしました領収書が必要となりますので、申告の際まで大切に保管して下さい。

### ☆個人でご寄付いただいた場合

確定申告により次の限度額内で所得税及び住民税の寄付金控除が受けられます。

#### (1) 所得税の寄付金所得控除額

[寄付金 (合計年間所得の40%を限度とする額) - 2千円 = (寄付金控除額)]

根拠法令：所得税法78条、所得税法217条、262条

#### (2) 住民税の寄付金税額控除額

[寄付金 (合計年間所得の30%を限度とする額) - 2千円 = (寄付金控除額)] × 6/100

根拠法令：地方税法第314条の7第1項第3号→特別区民税分

[寄付金 (合計年間所得の30%を限度とする額) - 2千円 = (寄付金控除額)] × 4/100

根拠法令：地方税法第37条の2第1項第3号→都民税分

### ☆法人（企業、商店）でご寄付いただいた場合

法人税法上の損金算入ができます。寄付金の合計額と寄付金の損金算入額限度額のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

[一般損金限度額計算式]

{資本金等の金額 × 3.75/1000 × 事業年度の月数/12

+ 当該年度の所得金額 × 6.25/100} × 1/2

根拠法令：法人税法第37条、法人税法第73条、77条

### ☆相続、遺贈によって受けた財産を寄付された方へ

相続、遺贈による本会への寄付も相続税の控除が受けられます。

根拠法令：租税法第70条、租税令第40条の3

— 問い合わせ —

社会福祉法人中野区社会福祉協議会 経営管理課

(第3月曜日・日・祝日・年末年始休業)

電話 (5380) 0751 FAX (5380) 0750

メール [soumu@nakanoshakyo.com](mailto:soumu@nakanoshakyo.com)